

令和8年度
水 質 検 査 計 画



本町では、町民のみなさまに安全でおいしい水を安定的にお届けするため、河川などの水源から浄水場、各家庭の蛇口に至るまで定期的に水質検査を行い、水道水の水質管理に万全を期しています。

この水質検査をどのように行うか、町民のみなさまに広く知っていただくため、検査する場所、項目、頻度などについて記したものが水質検査計画です。

安 芸 太 田 町

目 次

1	水質検査の基本方針.....	1
2	水道事業の概要.....	1
3	水源及び水道水の状況.....	2
4	水質監視.....	2
5	水質検査方法.....	2
6	定期の水質検査.....	2
7	水質検査の委託.....	4
8	試料の採水及び運搬.....	5
9	臨時の水質検査.....	5
10	水質検査の精度と信頼性の確保.....	5
11	関係者との連携.....	6
12	水質検査計画及び水質検査結果の公表.....	6
13	水質検査結果の評価及び水質検査計画の見直し.....	6

1 水質検査の基本方針

町民の皆様へ安全でおいしい水をお届けするための水質検査を行うことを基本方針とし、以下の内容で水質検査を行います。

- 検査場所：蛇口(給水栓水)、水源又は浄水場の入口(原水)
- 検査項目：水道法で検査が義務付けられている項目及び水質管理上必要と判断した項目
- 検査頻度：水道法及び過去の検査結果に基づいた適切な頻度
- 検査機関：(公社)日本水道協会が認定する水道 GLP を取得している検査機関
- 検査結果：毎年度公表

2 簡易水道事業の概要

令和7年2月現在、約 2,140 世帯、約 3,900 人(水道加入率 93.7%)の町民に水道水をお届けしており、令和5年度の一日最大給水量は 3,140 m³となっています。

本町給水区域内各地区の水源、計画取水量、浄水処理方法は【表-1】のとおりです。

【表-1】各地区の水源、浄水処理方法等

地区	水源	計画取水量 (m ³ /日)	浄水処理方法
加計	浅層地下水	880	上向流式ろ過
川北	浅層地下水	276	上向流式ろ過
坪野	浅層地下水	74	塩素消毒
船来	浅層地下水	50	塩素消毒
南部	深層地下水	70	塩素消毒
津浪	深層地下水	115	塩素消毒
堀江	深層地下水	170	曝気処理
坂原	表流水	75	上向流式ろ過
中央	表流水	300	膜ろ過
井仁	表流水	38	上向流式ろ過
田之尻	表流水	50	上向流式ろ過
布原	表流水	3	上向流式ろ過
中ノ原	表流水	3	上向流式ろ過
戸河内	表流水、浅層地下水	640	緩速ろ過、塩素消毒
上殿	表流水、深層地下水	530	急速ろ過、塩素消毒
松原	表流水	200	緩速ろ過
柴木	浅層地下水	132	塩素消毒
川手	表流水	29	緩速ろ過
遊谷	伏流水	70	塩素消毒

3 水源及び水道水の状況

(1)水源(原水)の状況

本町の水道水源(原水)付近には工場等の汚染源が少なく、原水の水質状況は、現在までの水質検査結果ではおおむね良好な状態です。

(2)水道水(給水栓水)の状況

水道水(給水栓水)の過去3年間(令和3～5年度)の水質検査結果は、水道法で定められた水質基準に適合しています。



加計地区(元犬神水源)



井仁地区(井仁水源)



松原地区(松原水源)

4 水質監視

水道水の水質は水源の水質に左右されるため、水源又は浄水場の入口で定期的に検査を行っています。また、給水栓水においても蛇口で定期的に検査を行い、安全でおいしい水道水が供給されているか監視しています。

河川の水質汚染時等においては、加盟する太田川水質汚濁防止連絡協議会を通じ、関係機関と連携しながら原因究明や拡大防止に努めます。

5 水質検査方法

水質基準項目及び毎日検査項目については環境省が定めた「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」等とし、その他の項目については厚生労働省通知「水道における指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法について」に示された方法とします。

6 定期の水質検査

(1)検査の場所

原水は、水源又は浄水場の入口(取水井など)の24か所で検査を行います。また、給水栓水は、各配水系統の末端付近の蛇口22か所で検査を行います。

検査の場所は表-2 のとおりです。

【表-2】 検査の場所

	地点名	地点		地点名	地点
原水	加計地区 原水	24	給水栓水	加計地区 給水栓水	22
	川北地区 原水			川北地区 給水栓水	
	坪野地区 原水			坪野地区 給水栓水	
	船来地区 原水			船来地区 給水栓水	
	南部地区 原水			南部地区 給水栓水	
	津浪地区(第5) 原水			津浪地区(第4) 給水栓水	
	津浪地区(第1) 原水			津浪地区(第1) 給水栓水	
	津浪地区(第4) 原水			津浪地区(第2) 給水栓水	
	堀江地区(第1) 原水			堀江地区 給水栓水	
	堀江地区(第2) 原水				
	坂原地区 原水			坂原地区 原水	
	中央地区 原水			中央地区 原水	
	井仁地区 原水			井仁地区 給水栓水	
	井仁地区(補助水源) 原水				
	田之尻地区 原水			田之尻地区 給水栓水	
	布原地区 原水			中ノ原地区 給水栓水	
	戸河内地区(第1) 原水			布原地区 給水栓水	
	戸河内地区(第2) 原水			戸河内地区 給水栓水	
	上殿地区(第1) 原水			上殿地区(第1) 給水栓水	
	上殿地区(第2) 原水			上殿地区(第2) 給水栓水	
松原地区 原水	松原地区 給水栓水				
柴木地区 原水	柴木地区 給水栓水				
川手地区 原水	川手地区 給水栓水				
遊谷地区 原水	遊谷地区 給水栓水				

(2)検査項目と検査頻度

ア 水質基準項目等

水道法により、蛇口において満たすべき水質基準 52 項目が定められています。

令和 8 年度の原水及び給水栓水の検査項目と検査頻度は以下を設定根拠としており、別表1「検査項目と検査頻度①、②」に掲載のとおりです。

【原水(水源又は浄水場入口)】

〔1年に1回の検査項目〕

原水においては、水質基準 52 項目のうち、総トリハロメタン、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、臭素酸、ホルムアルデヒド、塩素酸、かび臭物質であるジェオスミン、2-メチルイソボルネオール及び味を除いた 38 項目を検査します。

〔その他の検査項目〕

嫌気性芽胞菌、※クリプトスポリジウム・ジアルジアについて適切な頻度で検査します。

【給水栓水(蛇口)】

給水栓水における水質基準 52 項目の検査頻度は、水道法施行規則第15条第1項第3号において、1ヶ月に1回の項目と3ヶ月に1回の項目に分けて定められています。ただし、項目によっては過去の検査結果をもとに、最大3年に1回まで検査回数を減らすことができます。本町では水道水の安全性確保のため、1年に1回以上、52 項目の検査を実施します。

イ 毎日検査項目

水道法施行規則第15条第1項第1号により、1日1回、蛇口で検査を行うことが義務付けられています。給水区域内 23 箇所で検査を行います。検査項目は色、濁り、残留塩素の3項目で、水道水に異常がないことを確認します。

※クリプトスポリジウム・ジアルジア

水源の上流域に、し尿や家畜の糞尿等を処理する施設などの排出源がある場合は、病原性微生物であるクリプトスポリジウム・ジアルジア(以下、「クリプトスポリジウム等」という)による汚染のおそれがあります。クリプトスポリジウム等は、牛や豚などの哺乳動物に寄生する微生物で、人間が経口摂取し感染した場合、下痢、腹痛、吐き気や嘔吐などの症状を起こし、最悪の場合、免疫不全患者においては死に至ることもあります。国が策定した「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」では、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度を分類し、各分類に対応した施設整備や水質検査などの予防対策、発生した際の応急対応などについて詳細に示されています。

この指針の判断基準に基づき分類した各浄水場のリスクレベルを基に、大腸菌、嫌気性芽胞菌(クリプトスポリジウム指標菌)、クリプトスポリジウム等の検査頻度を定めています。

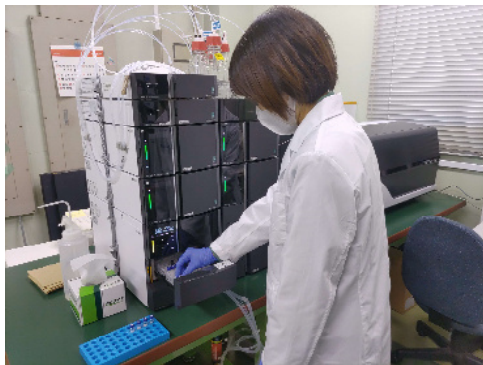
なお、各地区の水源とリスクレベルなどは別表 2 に示すとおりです。

7 水質検査の委託

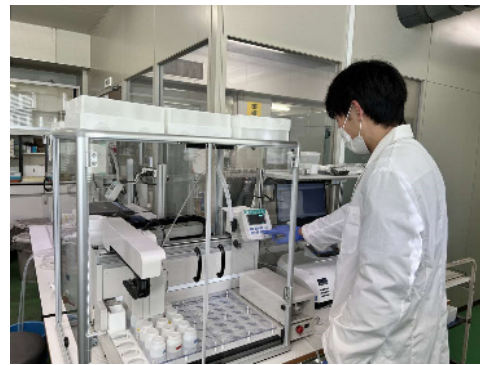
(1)水質基準項目等の検査

水道水の水質検査は、微生物から化学物質まで多種多様にわたり、極微量レベルの測定が求められることから、専門の人材や高性能の分析機器が必要となります。

そのため、(公社)日本水道協会が認定する水道水質検査優良試験所規範(水道GLP: Good Laboratory Practice)を取得している機関に業務を委託しています。



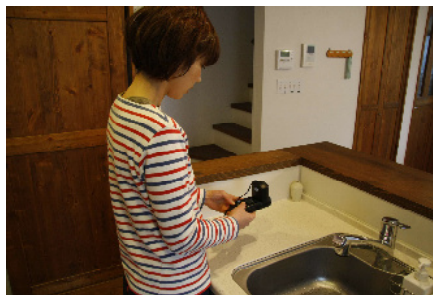
水質検査(ハロ酢酸類)の様子



水質検査(色度・濁度)の様子

(2) 毎日検査

毎日検査は、色、濁り、残留塩素の3項目の測定で検査方法が比較的容易であることから、町民の方へ委託し、各家庭の蛇口で測定していただいています。



毎日検査の様子

8 試料の採水及び運搬

検査に係る試料の採水は、各採水場所に応じた方法と容器を用いて、必要な研修を修了した町職員が行います。また、保存処理が必要な項目は、環境大臣が定める方法に従って適切に行います。採水した試料は、破損防止の処置を施した上で採水者が運搬し、採水後12時間以内に分析に着手できるよう、速やかに水質検査機関に搬入します。

9 臨時の水質検査

以下に示す水質異常が発生し、水道水の水質への影響が予想され、また水質基準に適合しないおそれがある場合において、水源や浄水場、給水栓など必要な場所で、臨時の水質検査を行います。なお、臨時の水質検査の項目は、異常値を示した項目のほかに、関連する項目について行います。

- 水源の水質が著しく悪化したとき
- 水源に異常があったとき
- 水源付近、給水区域及びその周辺などにおいて消化器系感染症が流行しているとき
- 浄水過程に異常があったとき
- 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- その他、特に必要があると認められるとき

10 水質検査の精度と信頼性の確保

水質検査の精度と信頼性を確保するため、以下の取組を行っています。

- 委託した水質検査の実施状況を確認するため、必要に応じて検査結果の根拠となる資料の提出を求めるとともに、検査施設へ立ち入り、設備状況等の確認を行います。
- 水質検査機関に対し、必要に応じて環境省が主催する外部精度管理の結果の提出を求めます。

1 1 関係者との連携

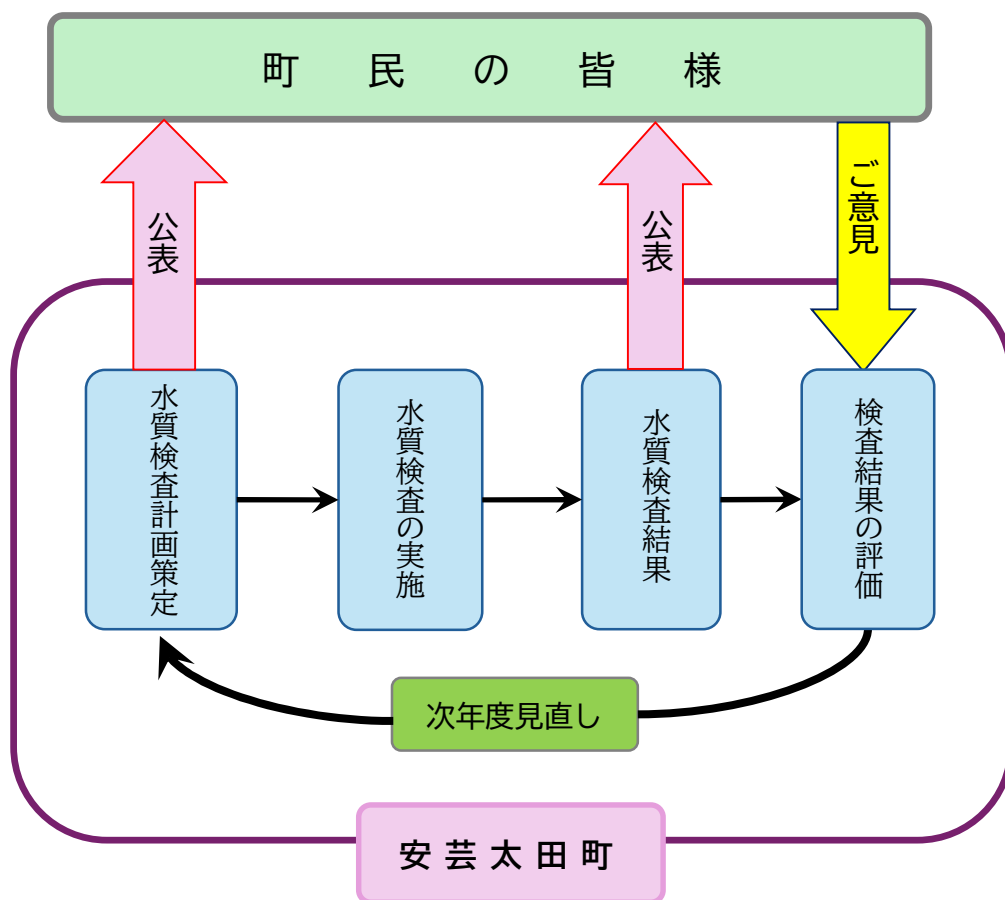
水質検査機関と連携し、検査結果をデータベース化して水質状況を迅速に把握できる体制を整備します。また、水源の汚染事故などの緊急時は、その規模に応じて、消防署、警察署、広島市、広島県、国土交通省、(公社)日本水道協会などの関係団体と連携し、対応体制を確立します。

1 2 水質検査計画及び水質検査結果の公表

水質検査計画及び水質検査結果は、毎年度安芸太田町公式サイト(ホームページ)で公表します。

1 3 水質検査結果の評価及び水質検査計画の見直し

水質検査結果は、その都度水質基準に適合しているか判定するとともに、毎年度、水質検査結果を総合的に評価します。また、水質検査計画は、水質検査結果の評価及び町民の皆様の意見などを基に、毎年度、見直しを行います。



【図-1】水質検査計画策定のイメージ図

別表 1

検査項目と検査頻度①

番号	項目名	基準値 (mg/L)	検査頻度(回/年)																		水道法で 定める 回数				
			加計		川北		坪野		船来		南部		津浪					堀江		坂原		中央			
			加計地区 原水	加計地区 給水栓水	川北地区 原水	川北地区 給水栓水	坪野地区 原水	坪野地区 給水栓水	船来地区 原水	船来地区 給水栓水	南部地区 原水	南部地区 給水栓水	津浪地区(第5) 原水	津浪地区(第4) 給水栓水	津浪地区(第1) 原水	津浪地区(第1) 給水栓水	津浪地区(第2) 原水	津浪地区(第2) 給水栓水	堀江地区(第1) 原水	堀江地区(第2) 給水栓水		坂原地区 原水	坂原地区 給水栓水	中央地区 原水	中央地区 給水栓水
1	一般細菌(給水栓水)	100CFU/mL以下	-	12	-	12	-	12	-	12	-	12	-	12	-	12	-	12	-	12	-	12	-	12	12
1	一般細菌(原水)	-	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-	1	1	-	1	-	1	-	-	-
2	大腸菌(定性)	検出されないこと	-	12	-	12	-	12	-	12	-	12	-	12	-	12	-	12	-	12	-	12	-	12	12
2	大腸菌(定量)	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	1	1	-	4	-	4	-	-
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4 ※1
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4 ※1
5	セレン及びその化合物	0.01以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4 ※1
6	鉛及びその化合物	0.01以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4 ※1
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	1	4	1	1	1	1	4	1	4	4 ※1
8	六価クロム化合物	0.02以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4 ※1
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4 ※1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	4 ※1
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	1	4	1	4	1	1	1	1	1	1	1	4 ※1
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4 ※1
14	四塩化炭素	0.002以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4 ※1
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4 ※1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4 ※1
17	ジクロロメタン	0.02以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4 ※1
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4 ※1
19	トリクロロエチレン	0.01以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4 ※1
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)	0.00005以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4 ※2
21	ベンゼン	0.01以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4 ※1
22	塩素酸	0.6以下	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	4
23	クロロ酢酸	0.02以下	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	4
24	クロロホルム	0.06以下	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	4
25	ジクロロ酢酸	0.03以下	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	4
26	ジプロモクロロメタン	0.1以下	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	4
27	臭素酸	0.01以下	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	4
28	総トリハロメタン	0.1以下	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	4
29	トリクロロ酢酸	0.03以下	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	4
30	プロモジクロロメタン	0.03以下	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	4
31	プロモホルム	0.09以下	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	4
32	ホルムアルデヒド	0.08以下	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	4
33	亜鉛及びその化合物	1.0以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4 ※1
34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4 ※1
35	鉄及びその化合物	0.3以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4 ※1
36	銅及びその化合物	1.0以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4 ※1
37	ナトリウム及びその化合物	200以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4 ※1
38	マンガン及びその化合物	0.05以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4 ※1
39	塩化物イオン	200以下	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	12
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4 ※1
41	蒸発残留物	500以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4 ※1
42	陰イオン界面活性剤	0.2以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4 ※1
43	ジェオスミン	0.00001以下	-	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-	1	発生時期 に月1回
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	-	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-	1	発生時期 に月1回
45	非イオン界面活性剤	0.02以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4 ※1
46	フェノール類	0.005以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4 ※1
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	12
48	pH値	5.8~8.6	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	12
49	味	異常でないこと	-	12	-	12	-	12	-	12	-	12	-	12	-	12	-	12	-	12	-	12	-	12	12
50	臭気	異常でないこと	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	12
51	色度	5度以下	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	12
52	濁度	2度以下	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	12
	嫌気性芽胞菌	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	-
	クリプトスポリジウム・ジアルジア	-	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-	-

※1 過去3年間の検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、おおむね1年に1回以上と、基準値の10分の1以下であるときは、おおむね3年に1回以上とすることができる。

※2 過去の検査結果及び原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案して、当該事項の検出されるおそれが少ないと認められる場合には、過去3年間に於ける当該事項の検査結果が基準値の5分の1以下であるときは、おおむね1年に1回以上とすることができる。

また、水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に於いて水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合は除く。)であって、過去3年間に於ける当該事項についての検査結果がすべて基準値の10分の1以下の場合はおおむね3年に1回以上とすることができる。

検査項目と検査頻度②

番号	項目名	基準値 (mg/L)	検査頻度(回/年)																				水道法で 定める 回数	
			井仁		田之尻		布原		中ノ原		戸河内		上殿		松原		柴木		川手		遊谷			
			井仁地区 原水	井仁地区 (補助水源) 給水栓水 原水	田之尻地区 原水	田之尻地区 給水栓水	布原地区 原水	布原地区 給水栓水	中ノ原地区 給水栓水	戸河内地区(第1) 原水	戸河内地区(第2) 原水	戸河内地区 給水栓水	上殿地区(第1) 原水	上殿地区(第2) 給水栓水	上殿地区(第2) 原水	上殿地区(第2) 給水栓水	松原地区 原水	松原地区 給水栓水	柴木地区 原水	柴木地区 給水栓水 ※3	川手地区 原水	川手地区 給水栓水		遊谷地区 原水
1	一般細菌(給水栓水)	100CFU/mL以下	-	-	12	-	12	-	12	12	-	-	12	-	12	-	12	-	12	-	12	-	12	12
1	一般細菌(原水)	-	1	1	-	1	-	1	1	-	1	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-	-
2	大腸菌(定性)	検出されないこと	-	-	12	-	12	-	12	-	12	-	12	-	12	-	12	-	12	-	12	-	12	12
2	大腸菌(定量)	-	12	12	-	12	-	12	-	12	-	12	-	12	-	12	-	12	-	12	-	12	-	-
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4 ※1
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4 ※1
5	セレン及びその化合物	0.01以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4 ※1
6	鉛及びその化合物	0.01以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4 ※1
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4 ※1
8	六価クロム化合物	0.02以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4 ※1
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4 ※1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	1	1	4	1	4	1	4	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1	1	4	1	4	1	4	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4 ※1
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	1	1	1	1	4	1	1	4	1	1	1	1	1	4	1	1	1	4	1	4	1	4 ※1
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4 ※1
14	四塩化炭素	0.002以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4 ※1
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4 ※1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4 ※1
17	ジクロロメタン	0.02以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4 ※1
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4 ※1
19	トリクロロエチレン	0.01以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4 ※1
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)	0.00005以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4 ※2
21	ベンゼン	0.01以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4 ※1
22	塩素酸	0.6以下	-	-	4	-	4	-	4	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4
23	クロロ酢酸	0.02以下	-	-	4	-	4	-	4	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4
24	クロロホルム	0.06以下	-	-	4	-	4	-	4	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4
25	ジクロロ酢酸	0.03以下	-	-	4	-	4	-	4	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4
26	ジブロモクロロメタン	0.1以下	-	-	4	-	4	-	4	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4
27	臭素酸	0.01以下	-	-	4	-	4	-	4	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4
28	総トリハロメタン	0.1以下	-	-	4	-	4	-	4	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4
29	トリクロロ酢酸	0.03以下	-	-	4	-	4	-	4	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4
30	プロモジクロロメタン	0.03以下	-	-	4	-	4	-	4	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4
31	プロモホルム	0.09以下	-	-	4	-	4	-	4	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4
32	ホルムアルデヒド	0.08以下	-	-	4	-	4	-	4	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4
33	亜鉛及びその化合物	1.0以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4 ※1
34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4 ※1
35	鉄及びその化合物	0.3以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4 ※1
36	銅及びその化合物	1.0以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4 ※1
37	ナトリウム及びその化合物	200以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4 ※1
38	マンガン及びその化合物	0.05以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4 ※1
39	塩化物イオン	200以下	1	1	12	1	12	1	12	12	1	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	12
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4 ※1
41	蒸発残留物	500以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4 ※1
42	陰イオン界面活性剤	0.2以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4 ※1
43	ジェオスミン	0.00001以下	-	-	1	-	1	-	1	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-	1
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	-	-	1	-	1	-	1	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-	1
45	非イオン界面活性剤	0.02以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4 ※1
46	フェノール類	0.005以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4 ※1
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	1	1	12	1	12	1	12	12	1	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	12
48	pH値	5.8~8.6	1	1	12	1	12	1	12	12	1	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	12
49	味	異常でないこと	-	-	12	-	12	-	12	12	-	12	-	12	-	12	-	12	-	12	-	12	-	12
50	臭気	異常でないこと	1	1	12	1	12	1	12	12	1	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	12
51	色度	5度以下	1	1	12	1	12	1	12	12	1	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	12
52	濁度	2度以下	1	1	12	1	12	1	12	12	1	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	12
	嫌気性芽胞菌	-	12	12	-	12	-	12	-	4	12	-	12	-	4	-	4	-	4	-	4	-	12	-
	クリプトスポリジウム・ジアルジア	-	4	4	-	4	-	4	-	1	4	-	4	-	1	-	1	-	1	-	1	-	4	-

※1 過去3年間の検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、おおむね1年に1回以上と、基準値の10分の1以下であるときは、おおむね3年に1回以上とすることができる。
 ※2 過去の検査結果及び原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案して、当該事項の検出されるおそれが少ないと認められる場合には、過去3年間における当該事項の検査結果が基準値の5分の1以下であるときは、おおむね1年に1回以上とすることができる。
 また、水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間において水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合は除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果がすべて基準値の10分の1以下の場合にはおおむね3年に1回以上とすることができる。
 ※3 柴木地区給水栓水は、令和7年度に浄水方法の変更を行ったため、※1の検査回数の省略を行わない。

別表 2

各水源のリスクレベル・検査種別等

地区	水源名称	水源種別	採水場所	過去のクリプトスポリジウム等指標菌検出の有無	リスクレベル	クリプトスポリジウム等対策のための施設整備	水質検査種別 ^{※1}
加計	元犬神水源	浅層地下水	原水沈殿池	有	3	済	C
川北	道の口水源	浅層地下水	原水沈殿池	有	3	済	C
坪野	坪野水源	浅層地下水	取水口(施設内)	無	1	未	A
船来	船来第2水源	浅層地下水	取水口(施設内)	有	3	未	D
南部	南部第1、第2水源	深層地下水	導水管排水口	無	1	未	A
津浪	津浪第5水源	深層地下水	取水口(施設内)	有	3	未	D
	津浪第1水源	深層地下水	取水口(施設内)	有	3	未	D
	津浪第4水源	深層地下水	取水口(施設内)	有	3	未	D
堀江	堀江第1水源	深層地下水	取水口(施設内)	無	1	未	A
	堀江第2水源	深層地下水	取水口(施設内)	無	1	未	A
坂原	坂原水源	表流水	河川表流水	有	4	未	D
中央	中央第1水源	表流水	原水沈殿池	有	4	済	C
井仁	井仁水源	表流水	原水沈殿池	有	4	未	D
	井仁補助水源	浅層地下水	原水沈殿池	有	3	未	D
田之尻	田之尻水源	表流水	河川表流水集水榭	有	4	未	D
布原	布原水源	表流水	河川表流水	有	4	未	D
中ノ原	中ノ原水源 ^{※2}	表流水	河川表流水集水榭	有	4	未	D
戸河内	戸河内第1水源	表流水	河川表流水	有	4	済	C
	戸河内第2水源	浅層地下水	取水口(施設内)	有	3	未	D
上殿	上殿第1水源	表流水	河川表流水集水榭	有	4	未	D
	上殿第2水源	深層地下水	取水口(施設内)	無	1	未	A
松原	松原水源	表流水	ろ過池原水流入管	有	4	済	C
柴木	柴木水源	浅層地下水	取水口(施設内)	有	3	未	D
川手	川手水源	表流水	ろ過池原水流入管	有	4	済	C
遊谷	戸河内第3水源	伏流水	取水口(施設内)	有	3	未	D

※1 検査頻度等の種別は下表のとおり

※2 中ノ原地区については、田之尻地区と同じ水源(原水)を使用しています。

A	年1回検査を行い、検査結果により被圧地下水以外の水の混入有無を確認
B	指標菌検査を3ヶ月に1回実施
C	指標菌検査を3ヶ月に1回、クリプトスポリジウム・ジアルジア検査を1年に1回実施
D	指標菌検査を1ヶ月に1回、クリプトスポリジウム・ジアルジア検査を3ヶ月に1回実施